

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第15回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年10月30日（木）11：02～12：57

場所 経済産業省 本館17階 第1～3共用会議室

1. 開会

○山内委員長

定刻を過ぎておりますので、ただいまから第15回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。  
まず、初めに、事務局から今日のオブザーバーのご紹介をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会日本ガス協会、蟹沢俊行副会長・専務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、東京ガス株式会社、高松勝常務執行役員、大阪ガス株式会社、松坂英孝取締役常務執行役員経営企画本部長、東邦ガス株式会社、富成義郎取締役常務執行役員、東京電力株式会社、佐藤美智夫ガス営業部長、中部電力株式会社、小山裕治執行役員エネルギー事業部長、石油連盟、松井英生専務理事が出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁及び総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影は、ここまでとさせていただきたいと思っております。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議事

(1) ガス導管網などガス供給インフラの整備促進のあり方について

○山内委員長

それでは、議事に入ります。

本日、議題は2つございまして、1つ目はガス導管網などガス供給インフラの整備促進のあり方について、2番目が導管部門の中立性確保についてでございます。

まず最初に、議題1のガス導管網などガス供給インフラの整備促進のあり方について、この議論を行いたいと思っております。

まずは事務局から資料3に基づきましてご説明をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

資料3をご覧ください。ガス導管網などのインフラ整備を効率的かつ積極的に進めるための措

置はどうあるべきか、また、卸取引及び小売の選択肢拡大や災害時の強靱性向上等の観点から、導管の相互接続を促進するための措置はどうあるべきか検討いただきます。

1 ページから 4 ページにかけて国内のガス導管の整備状況をまとめています。

2 ページをご覧ください。冒頭にあるように、我が国のガス管ネットワークは高圧ガス導管が全国大のネットワークを形成していないという点で、我が国の電気事業の送配電網とは異なります。また、国内や近隣諸国で天然ガスを産出し、これをガス導管で直接需要地に輸送してきた欧州や米国とも異なっています。一方、2 ページの図表 3 のように、近年都市ガスの天然ガス化を背景に高圧導管の敷設が増えています。

3 ページに記載してありますが、供給安定性の向上を図る観点から、LNG 基地間や地域のガス導管網の間をガス導管で連結し、供給をバックアップする取組も進められています。

4 ページをご覧ください。2. です。これまでもこうしたガス導管整備の意義を踏まえ、過去の審議会などでガス導管の整備や相互接続の促進策を議論し、講じてきました。具体的には 5 ページ以降にあります。まず、①託送供給に係る高めの事業報酬率の設定、それから、②託送供給約款の作成・届出・公表義務、これを猶予する特例、さらに 5 ページの下から 2 番目の段落にあります。託送料金の算定方法を柔軟化することによって、他の導管に比べて高額な料金水準になってしまうような場合を避けるといったことも講じています。

それから、5 ページの一番下からですが、平成 24 年 6 月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書において、広域ガス導管網の整備について、供給のセキュリティ強化、沿線の天然ガス需要及び整備コスト等を総合的に勘案した上で、国が全体最適な整備方針を示すべきこと、ガス導管網の接続を促進するため、他法令の例も参照しつつ、国が関与して事業者間の連携を促すなどの利害調整機能を設けるべきであること等が提言されています。

6 ページの 4. は、海外における導管網の整備促進策をまとめています。日本と同様、料金設定において高い報酬率を認める例に加え、補助金や利子補給などの財政的支援、さらに第三者への開放義務の適用除外を一定期間認めるといった措置が設けられています。

9 ページをご覧ください。5. ですが、他法令においてもネットワークの接続促進の枠組みの例が行われています。例えば、(1) の鉄道事業法では、相互接続に向けた協議に応じることの義務づけ、接続の勧告、さらには改善命令までできる枠組みといったものが用意されています。

これらを踏まえ、12 ページの 6. に本日の論点が書いてあります。(1) ではガス導管の整備促進措置として、新たなガス導管事業者を対象に導管の延伸が小売及び卸の競争の促進や選択肢拡大、供給体制の強靱性の向上など、ガス供給者や利用者の利益増進に資する場合について、

建設後一定期間について高めの事業報酬率を設定できる措置や、新たに敷設する導管の託送料金を他の導管と遜色ない水準に設定できるような託送料金の設定ルールの柔軟化措置等を検討してはどうか。また、ガス導管網整備と天然ガス火力発電所や天然ガスコジェネレーション等、沿線の天然ガス需要増加を一体的に進める方策や、導管敷設に係る規制緩和等についても引き続き検討していくこととしてはどうか、提起しております。

(2) では、ガス導管網の相互接続の促進に向け、先ほど紹介した鉄道事業法などの例を踏まえ、国が事業者間の連携を促す制度を創設してはどうか。その場合には、場合により多額の費用を要することや、接続に伴う便益を踏まえた費用負担のあり方についても留意する必要があるか、提起しております。以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明を踏まえて議論に進みたいと思いますけれども、ご意見、あるいはご質問ある方のご発言を願います。例によりまして、発言をご希望される方は、お手元の名札を立てていただくようお願いいたします。

それでは、どなたかご意見、ご発言ございますか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

書かれていること全体は賛成であります。特に重要だと思うのは、6ページの真ん中辺に書いてあります、導管AとBがあつて、どちらからか受けている事業者の人が選択肢の拡大、あるいは安定性拡大のためにつないでほしいというようなことを言ったときに、これが促進する仕組みをつくるというのは非常に、ここでやった自由化のときの第3グループの方の発言等々からいっても非常にこれは重要な意味を持つと思いますので、単純にパイプラインを延伸していくというだけではなくて、既存のパイプライン網を充実させて選択肢をふやすという観点から何らかの形で国が調整機能みたいなものを果たすという点、割と私には斬新な観点だったので、この点は重要なんじゃないかと思います。

ただし、全体として導管の話はここで書かれている促進策自体はいいと思うんですけども、そもそももうちょっと市場ベースで進む必要があつて、そうであるとする、決定的に大きいのはLNG火力がどこに建つかということだと思うんです。仙台の奇跡と言われたJAPEXの新潟仙台ラインも東北電力の新仙台火力があつたからつないでいたわけでありまして、これがどこに建つということで、事実上ずっと経済ベースでパイプライン網は充実してくると思いますので。

それと、もう一つ重要なことは、3.11以降、原発が30%からゼロになって火力が60%から

90%になったわけですがけれども、別に火力がそれほど新設されたわけではなくて、なぜそれだけふやせたかという、今までミドルで使っていたLNGをベースとしてかなり使うようになったというところがミソなので、天然ガスがミドルアンドベースで使えるという、つまり重要なベースロード電源を原発と石炭に限る必要がないという選択肢も出てきたわけでありまして、そういうことを考えますと、やっぱり国の電源ミックスを明確にして、その中でLNG火力がどれだけどこにできてくるのかという話が実は導管網を拡充させていく上では一番のポイントになるんじゃないか。この紙の外側の話だと思いますけれども、エネルギー政策としてはそれが大事だと思います。紙の中では先ほどの6ページの点が非常に重要だと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかのご発言はございますか。じゃ、まず引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。今、事務局から提示された論点についてですが私もこの考え方でよいと思います。

まず、(1)に関しましては、先ほど事務局からご説明あったように、やはりガス導管についてはまだまだ延伸が必要であると思います。そうした中では、今回の新しくできるガス導管会社のインセンティブということについて、きちんと定義していくことが、非常に重要だと思います。

(1)に書いてある中で、特に今、橘川先生のお話にもありましたが、ガス導管の整備網は、天然ガス火力の促進、あるいはガスのコージェネレーションといったことなどと、一体的に進めていく必要があると思います。天然ガス需要促進、天然ガスシフトに繋がるための、規制緩和措置については具体的に、資料にもございましたが、わかりやすいかたちで、つくっていくべきだと思います。

(2)の相互接続に関しましては、先ほど鉄道事業法における乗継円滑化装置についてお聞かせいただきましたが、ガス事業においても大いに参考にできる内容であると思いますので、ぜひそうした形で進めていくことがよいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

委員を優先させていただきます。柏木委員どうぞ、ご発言ください。

○柏木委員

どうもありがとうございました。

この5ページに、これまでのガス導管整備促進策の議論の①のところに託送供給に係る高めの事業報酬率の設定ということで、民間が導管投資をしたときにかかる投下資本利益率の範囲内において高めに設定すると、託送料を高めに行けるということが書いてあって、これは、ですから、事業者にとっては回収率がきちっとできるわけですから、もちろんいいわけですがけれども、ただ、一方において高めに設定するという事は、ユーザーにとっては比較的高い託送料を払わなきゃいけないということになりますので、やはり流れやすい導管はどうやって引いていくかということをあわせて、ディマンドサイドに今お二人がおっしゃったような例えば大型のサイクルだとか、ガスシフトを図るというエネルギー基本計画に立ち上って考えてみても、ガスシフトを図るためにはそういうディマンドがきちっと生まれるような、こういうポリシーミックスというか、こういう促進策というのをおあわせて重要になってきて、小ぶりのものでやはり我々としては熱電併給みたいなCHPのようなものを工場の中に熱量のあるところには入れていくような、最後のポイントの、いみじくも今、課長が最後のポイントの6の、今、引頭委員もおっしゃっておられましたけれども、6のところではコジェネ、あるいは火力発電を考慮したものがそこに促進、設置しやすいような制度設計というか、制度をやっぴり用意しておく。何らかのその投資したときにそのパイプラインが流れやすいような形で、特区を投入することもいいですし、非常に環境アセスの問題もありますから、そこら辺はあわせて、需要サイドにおけるその制度設計もあわせて重要になるというふうに考えて、両方から攻めていくことが重要なんじゃないかというふうに思った次第です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、永田委員、どうぞ。

○永田委員

私も、今後の政策については、基本的に合意しております。

1つご指摘させていただきたいことは、事業報酬率の設定についての措置ということで、総論としては望ましい方向であります。一方で必ず事業報酬率で議論になることは、内部留保についてです。事業者によって内部留保が非常にばらつきがある場合が見られます。そういう状況が現実的にある場合は、その企業体力とか投資体力だとか、そういう現状とは関係なく一律全ての事業者に対して高い報酬率を設定するのか、もしくはその体力の違いによって差をつけるの

か、このあたりの実務的な制度設計の検討も必要ではないかと思っております。本当のイコールフットィング的な措置にすることも含めて、より深い検証が必要ではないかと思えます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

委員の方で、そのほかにご発言ご希望の方いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、東京電力、佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

東京電力の佐藤でございます。事業者として1点だけお話しさせていただきます。

資料の最後にある導管の相互接続の推進についてですが、これまでの小委で熱量を調整していない、いわゆる未熱調ガス、この扱いについては今後詳細を検討するという整理だったと認識しています。当社のお客様からは未熱調ガスを欲しいという声も多くいただいておりますので、今回資料にお示しいただいた導管の相互接続の努力義務について、未熱調ガス導管の制度的位置づけを整理しないまま検討を進めるということは、制度設計次第では未熱調ガス利用の拡大が阻害されて、需要家選択肢の拡大を狭めるということになるのではないかと。導管網の整備を促進するために制度的措置を講ずることは十分に理解いたしますけれども、具体的制度設計に当たっては需要家選択肢の拡大に資する未熱調ガスの利用拡大を阻害することのなきよう、ぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、日本ガス協会、蟹沢オブザーバー、どうぞ。

○蟹沢オブザーバー

既に橘川先生と、それから柏木先生がおっしゃっていただいたのと全く同じような意見になるかと思えますけれども、効率的な導管整備のためには需要というものが何といても大事だというふうに考えております。ある意味では、橘川先生がご指摘いただいたように、この委員会での議論を超えているかもしれませんが、そこところが大きなポイントだというふうに考えています。

平成24年の天然ガスシフト基盤整備専門委員会の報告書の中でも導管整備のために天然ガス需要を喚起することで需要の不確実性を回避できるということでもありますので、何といても需要の確実性をもって導管が敷設されるということでもありますので、そういう意味からも非常に需

要というものが重要だというふうに考えております。

本日の事務局資料にも記載されていますけれども、火力発電所、とりわけ内陸型の天然ガスの発電所が非常に重要だと。それをもって需要がかなり伸びていくわけで、導管が伸びていくわけでありまして、それにさらに商業施設が沿線にある、あるいは工業団地等が設定されるというようなことがあれば、導管の敷設の回収性というのは非常に増してくるわけでありまして、どんどんそれが普及拡大していくという可能性が広がってくるというふうに考えております。

そういう意味で、需要の増加と導管整備を一体的に進めるという方策をやっぱり国の中でとっていただくと。我々自身もさらにその需要開拓の努力をこれからも一生懸命進めてまいりたいというふうに思っておりますので、そういうためのいろんな経済政策、あるいはエネルギー政策をぜひとっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかのご発言ご希望いらっしゃいますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、今ご意見幾つかいただきましたけれども、基本的には事務局のご提案にそれほど大きな異論はなかったというふうに認識しております。ただ、それに付随することでいろいろなご指摘をいただきましたので、その点につきましては取りまとめに当たって事務局にご考慮いただくような、そんなようなことで進めたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

## (2) 導管部門の中立性確保について

○山内委員長

それでは、議事を進めさせていただきますが、2番目の議事は、導管部門の中立性確保について、これでございます。

それでは、事務局から資料4についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○横島ガス市場整備課長

資料4をご覧ください。導管部門の中立性確保について、誰もが小売事業に参入でき、公平に競争できる環境を整備する観点から、小売事業の全面自由化に際して導管部門の中立性確保はどうあるべきか、これを検討いただくための論点をまとめております。

1 ページ目の1. にあるように、小売事業を自由化し、新たなサービスを提供し得る事業者の新規参入を促し、また、競争の活性化を通じ需要家の選択肢拡大と低廉な料金を実現するためには、都市ガスの小売供給に不可欠なガス導管を、各小売事業者が公平・非差別的な条件で、かつ透明性のある形で利用できるようにすることが必要です。特に、特定の小売事業者がガス導管を整備する事業者と何らかの関係を有するために、他の小売業者に比して過度に有利な条件を得ることのないよう、導管事業の中立性が確保される必要があります。

このため、現行のガス事業法では、大口需要家向けの小売事業を自由化し、託送供給制度を法定化した際に、①にある託送供給約款の届出・公表を義務づけました。また、平成15年の制度改正時には、2ページに進んでいただきまして、②の情報の目的外利用の禁止、③の差別的取扱いの禁止、④の内部相互補助の禁止、いわゆる会計分離を定めました。

3ページにあるように、こうした制度のもとで託送供給の実績は着実に増加しており、この間上記③に係る行政指導や命令などは行われていません。このように現在の託送制度は一定の成果を上げていると評価されます。

一方、新規参入者からは、現状では導管部門の中立性確保が十分図られていないのではないかとされる事例があるということで、導管網運営の中立性確保や会計及び託送供給料金の透明性の向上に関する要望も出ているところです。

そこで、4ページ目に進みまして、導管部門の中立性確保について具体的に中立性というのはもう少し細かく分けるとどういうことなのか、3つの視点から改めて検証することを提起しております。

第一の視点は導管部門としての中立性の確保、すなわちある事業者の小売部門が自社の導管部門に影響力を行使することによって、他社の小売部門との間の中立性・公平性を失うおそれがないようにしなければいけないのではないかと。第二の視点は導管部門としての透明性・公平性の確保、すなわちある事業者の導管部門が自社の小売部門に対して、他社の小売部門と比べ優位な条件で託送供給を行うことがないようにすべきではないかと。第三の視点はガス導管事業を行うことに伴うメリットの享受の制限をすべきかどうかという点です。

4ページの2. では、これら3つの視点から導管部門の中立性確保の方式である会計分離、機能分離、法的分離、所有権分離の4つを比較しています。

(1)の会計分離とは、導管部門と非導管部門に係る会計を分離する現行法の方式です。会計分離を第一の視点から評価すると、同一法人に属する部門間の影響力行使をあらかじめ抑制することは他の方式と比べると困難であって、一層の中立性を確保するためには、非導管部門も含め各部門の間での情報交換などの記録を求め、事後的にこれを監査するといった、コストが大き

くなるおそれがあります。

第二の視点から評価すると、託送供給約款料金の算定ルールの設定や会計整理の義務づけによりコストの透明性は一定程度確保されます。しかしながら、同一法人に属する部門間の資金の移転や取引の実態を外部から確認することは困難であり、区分が困難な費用は人員費や固定資産額の比率などにより配分することになるため、透明性は法的分離や所有権分離に比べ低くなります。一層の透明性を確保するためには、各部門間で情報交換などの記録を求めるなど、監視コストが大きくなるおそれがあります。

また、料金以外の利用条件や託送の方法、いわゆる同時同量と言われる方法の範囲などが、導管を維持・運用する事業者がみずからのガスを送る場合には適用されないということになりますので、利用条件などの公平性を厳密に確保することは制度の枠組み上限界があり、これを透明性をもって確認するためには、同じく監視コストが大きくなるおそれがあると考えられます。

第三の視点から評価すると、これは非常に同じ法人でありますので、確保が困難ということになります。

5 ページ（2）の機能分離は、会計分離に加え、ガス導管の所有権はガス事業者に帰属させたまま、導管網の運用を第三者組織に移行し、中立性を確保するものです。所有・管理する事業者が異なる複数のガス導管網が広域的に整備されており、広域的かつ統一的な託送供給ルールに基づき運用する場合に有効な方式であると言われています。ガス導管の運用の中立性は高まりますけれども、導管部門と非導管部門が同一法人に属することは許容されるため、先ほどの3つの視点からの評価は基本的には会計分離の場合と同様になるのではないかと思います。

6 ページに進んでいただいて、（3）の法的分離です。これは導管部門と非導管部門がそれぞれ法的に独立した事業主体となることを求めるものです。ただし、両部門間に資本関係があることは許容されます。

第一の視点から評価すると、小売部門などの非導管部門との資本関係は許容されるため、中立性は所有権分離よりは低くなります。電力システム改革では、送配電部門の法的分離を実施することを前提としていますけれども、上述のような中立性を失うおそれに対処するため、一般送配電事業者と資本関係を有する発電・小売事業者に関し、一定の行為規制を課すことを検討しております。

第二の視点から法的分離を評価しますと、法人間の契約行為として導管部門と非導管部門との間の資金の移転や取引の実態を確認することができます。また、導管部門の安定性や信用力などを生かした資金調達に一定の規制を課すことにより透明性・公平性は会計分離や機能分離に比べて高まります。託送供給約款料金の審査において非導管部門も含めた全社的な費用を確認する

必要はなく、会計情報も基本的には導管部門の法人のみについて整理することとなるため、規制コストや監視コストは低くなるというメリットはあります。

また、同じグループの非導管部門のガスを受け入れて供給することも託送供給と扱われるため、グループ以外の事業者のガス託送供給と料金、あるいはそれ以外の条件について公平性が確認されます。したがって、これを確認するための監視コストも低くなります。

電力システム改革では法的分離を実施することを前提とした上で、送配電部門の一層の透明性・公平性を確保するため、ファイナンス取引等の取引に関する規律等について現在検討しているところです。

法的分離を第三の視点から評価すると、他部門との資本関係は許容されるため、中立性は所有権分離よりは低くなります。そこで、電力システム改革では、こうしたメリット享受について制度的に対処するため、一般送配電事業者と資本関係を有するその他の部門の事業者に関して、社名、商標等に関する規律などの必要性について検討しているところであります。

(4)の所有権分離は、導管部門と非導管部門を法的に区分した上で、さらに両者の間に共通の重大な所有関係がないようにするものです。3つの視点いずれにおいても他の類型に比べ、その度合いは最も高くなります。ただし、既存の民間事業者に対し、資本関係を認めない組織の変更を求めることとなるため、私有財産と公益とのバランスをどう考えるかということが必要になります。

7ページの3.については、これらの分離方式を行う場合に、逆にどのような影響があるかということについてまとめております。特に、法的分離、または所有権分離は現行の法のもとの垂直一貫体制と異なり、導管部門と非導管部門とが別法人になります。したがって、ガス事業の一体的な投資や一体的な運用に影響が生じるおそれがないか検証する必要があります。

具体的には8ページにまとめましたが、(1)は分離の程度に応じ、需給運用システムの変更、組織・業務の分割、情報システムの遮断などのために相応のコストと期間が必要ではないかということの指摘です。

(2)は、都市ガスは電力と異なり、電力やLPガス等による代替が可能であることから、あらかじめ需要開拓を行い一定の需要が見通せないことには導管整備が進められません。このため、電気事業者と匹敵する規模のネットワークであっても、法的分離または所有権分離では需要開拓と一体となった導管整備が抑制されるおそれがあるのではないかと指摘です。一方、導管部門の中立性が高まれば、特定の小売事業者の利害に偏ることなく、あらゆる小売事業者の要望を踏まえて導管整備を行うためにそういった整備が進むのではないかと指摘も一方であります。

(3) は、ガスの安定供給に必要となる資金調達に支障を来さないよう留意すべきではないかという指摘です。

(4) は、全社一体となってこれまで対応してきた災害対応などを仮に会計分離と異なる分離体制を、方式をとっても確保する必要があるのではないかという指摘です。

4. は、こうした影響を踏まえ、一層の中立化措置を講ずる対象事業者を指定する必要があるのではないかという論点を掲げています。例えば、9ページに記載があるとおり、欧州では、法的・機能分離を求めることにより経営資源の配分や事務機能に過度な負担を生じるおそれがあるとの理由で、規模の大きくない事業者については対象外としています。また、米国ニューヨーク州では自由化部門で法的分離の義務を課していますが、家庭用及び小口の販売シェアが1%未満の事業者は対象外としています。

図表の1から4については、圧力別の導管延長、それぞれの導管網に係る小売供給の規模、一般ガス事業者のそれぞれの導管における託送収支の規模、それからガス導管に接続するLNG基地を比較しています。こうした比較も踏まえながら、対象事業者についてもご検討をいただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

この件に関しては、本日オブザーバーとしてご出席していらっしゃいます一般ガス事業者3社からご発言がございます。代表いたしまして、東京ガス株式会社から意見表明の申し出がありますので、東京ガス株式会社、高松オブザーバー、資料5に基づきましてご説明を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○高松オブザーバー

東京ガスの高松でございます。資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして目次でございます。本日は、ここがございます4点につきましてご説明を申し上げたいというふうに思っております。

3ページ目がまず導管部門の中立性に向けた基本スタンスでございますけれども、天然ガスシフトや小売の全面自由化を見据えて、安定供給を担保した上で、中立性・透明性の向上を目指してまいりたいと考えております。

新規参入者は、天然ガス市場の発展に向けた重要なパートナーであることを認識いたしまして、中立性・透明性に加えまして、託送の利便性や使いやすさを重視してまいりたいと考えております。現在の託送供給において、使い勝手が悪い点については、新規事業者の声を真摯に受け

とめ、可能な限り改善を図ってまいります。

この基本スタンスを踏まえまして、4ページ、5ページでございますけれども、5ページ目のガスの託送供給の実態についてご説明を申し上げたいと思います。

ガスの託送供給の実態でございますが、都市ガスの託送供給はガス導管を持つ既存事業者が新規事業者からガスの注入を受け、需要家サイドで払い出しをするもので、ガスの注入は基本的にはLNG基地からであり、現実的な注入ポイント数は少なく、実態として現時点において需要家向けの託送供給を行っておりますのは本日出席の3社のみと思われ、ネットワークの託送注入ポイントは、各社のネットワークでそれぞれ1カ所、全国で計3カ所かと思われ。

注入ポイント数が少なく、中立的運営のために管理すべき対象箇所が限定的であるということは、ガス事業の託送の特徴の一つであると考えております。また、一方で既存事業者は託送供給を行うと同時に、ネットワーク全体の安定供給の責任も負っており、流量や圧力の管理、原材料の払い出しなどのオペレーションを行い、既存事業者と新規事業者の両者のガスについて確実に需要家までお届けしております。

続きまして、7ページ目でございます。託送供給の中立性に関してでございますが、これについては諸規制が課されており、定期的に行政からの検査を受け、内容の確認をいただいております。具体的には業務監査、会計監査の2つの視点から毎年1回の頻度で確認をいただき、業務監査では営業部門と託送部門間の情報遮断等の情報の取扱い、それから託送検討に係る回答の期間や検討料等の適用条件が内外無差別に運営されているかどうかについて、また会計監査では託送収支における収益、費用それぞれの適正性等についてご確認をいただいております。

10ページ目でございます。新規参入者への対応方針のところでございますが、小売の全面自由化となれば、託送部門には中立性・透明性のより高い運用がより一層求められるものと考えております。全面自由化の局面に入りますと、より一層の競争が促進され、託送部門にとっては新規参入者それぞれが大切なお客様であり、かつガス事業発展に向けたパートナーであるという基本認識は必要であると考えております。今後、託送部門においてはこうした意識を醸成できるよう意識改革に取り組んでまいります。

さらに、新規参入者からのご要望は真摯に受けとめ、改善すべき点についてはしっかりと改善を図ってまいります。また、小売の全面自由化は託送の範囲が全需要家へと大幅に拡大することですから、これまでよりもさらに使いやすくしていくという視点で取り組み、その上でネットワーク全体の安定供給や天然ガスの普及拡大の促進といった視点もあわせ持って託送供給の運営に当たってまいりたいと考えております。加えまして、新規参入者と自社小売部門とのイコールフットィング及び情報のファイアウォールといった公平・中立な運営について、これまで以上に

細心の注意を払うとともに、その中立的な運用の実態について新規参入者に十分ご理解いただけるよう説明責任を果たしてまいります。

11ページ以降が前回の新規参入者様からいただいたご要望に対する対応でございます。

11ページ、まず1つ目のご要望といたしまして、託送検討料の特定負担について、自社の小売部門と新規参入者との間でイコールフットィングとなっているかが不透明とのご指摘を頂戴いたしました。検討料は、託送供給が可能かどうかについて検討するための料金であり、これは電力でも採用されているものでございます。ある需要に対してガスの供給が可能かどうかの検討は、それが新規参入者のお客様でも自社のお客様でも必要となり、自社の小売部門からの供給検討の場合においても、新規参入者と同様の検討料がかかっているものとして託送収支上収益に計上しており、適正に収支管理を行っております。

小売全面自由化後につきましても、新規参入者と自社との間の公平な取扱いについて厳正に運用してまいります。また、ネットワーク内の既存小口需要など、検討を必要とするか否かや検討を行う内容などを精査し、可能な限り新規参入者のご負担を軽減できるように努めてまいりたいと考えております。

12ページでございます。自社の小売部門と新規参入者との間のイコールフットィングという視点で、託送検討期間についてのご要望を頂戴いたしました。

検討期間は、託送約款にて定めており、私ども3社では2カ月以内、あるいは3カ月以内としております。このような期間としている背景といたしましては、その件名が新たな需要である場合や導管の新規敷設を伴うようなケースにおいて、実際にこの程度の期間を要するケースがあるためですが、一方でこのようなケースを除きますと、実際には数週間程度で回答しております。また、新規参入者と自社の小売部門との間で差別的取扱いとならないように配慮しており、実績について行政監査をいただいております。小売全面自由化に伴い、託送検討の件数の増加や内容の多様化が想定されますが、より迅速な対応かつ内外無差別な取扱いに留意し、厳正に運用してまいります。

13ページ目の保安でございますが、今後具体的な検討を進めるに当たって、導管事業者の厳正な中立性の確保が必要とのご指摘をいただきました。

新ガス導管事業者といたしまして、保安業務を行うに当たっては、その対象のお客様が新規参入者、あるいは自社小売部門のいずれのご契約者であったとしても、内外無差別的に保安の確保に当たることは全面自由化の大前提と考えております。保安の確保は、お客様の命にかかわる、まさに都市ガス事業の根幹をなすものであり、小売全面自由化後につきましても、都市ガスに対する安心・安全・信頼をより一層獲得できるよう、新規参入の方と一体となって取り組んでまい

りたいと考えております。

ご要望、最後14ページ目でございます。既存事業者の導管部門と小売部門の業務の仕分けを行い、導管部門の中立的な運用が外部にもわかるようにしてほしい旨のご要望をいただきました。

小売の全面自由化後につきましては、競争の対象となるお客様件数は家庭用まで急激に拡大することとなります。適正な競争環境の整備のためには、託送部門において知り得た情報が適正に取り扱われることは重要な要素の一つであり、今後とも厳正かつ確実に遵守するとともに、全面自由化に合わせ業務を棚卸しして、内容の点検を行うとともに、新規参入者に対しても説明責任が果たせるよう努めてまいります。

15ページ以降につきましては、私どもといたしまして中立性・透明性・利便性の向上に向けて自主的に検討している内容について6点ご説明をさせていただきます。

1つ目は、16ページ目でございます。託送供給検討依頼に関する受付センターの開設であります。このセンターは、今後、託送検討件名が増大することを念頭に置き、どの小売事業者からの検討依頼に関しても共通で受付窓口業務を行う機能であります。当然、自社の小売部門からの供給検討依頼においても、このセンターを経由して検討を行うというものでございます。

具体的運営につきましては、新規参入者からのご意見をいただきながら、公平性だけに限らず、その対応スピードにも留意して構築してまいります。具体的には検討依頼を受けつけた順に受付整理番号を発行し、検討の順番についての公平性を担保することや、検討期間が通常よりも長い場合には、検討の経過についてフォローを行う等のアイデアを考えております。また、管理簿など必要な書類やデータについては、行政からの監査対象とし、チェックいただくことで公平な運営の確実性が増すものと考えております。

2つ目は、17ページの需要家情報開示センターの開設でございます。小売の全面自由化によって小売契約の競争が現在よりも活性化するものと思われませんが、小売事業者が需要家に対して営業活動を行う際、料金を初め適切なサービスを提案するには、あらかじめ需要家の情報を把握できる仕組みが必要となります。託送部門は個々の需要家における託送料金・ガスご使用実績などの情報を所有しておりますが、これらの情報について新規参入者及び自社の小売部門から情報開示請求を等しく受ける窓口であり、また等しく情報を提供する機能であります。

情報の開示に当たっては、需要家の同意を得られることが条件となりますが、窓口を一本化することで公平性とスピードをあわせ持った対応が可能となるものと考えております。小売事業者は公平な競争環境のもとできめ細かなサービスをお客様に提供しやすくなり、天然ガスの普及促進の一助となるものと考えております。

3つ目は、18ページの会計分離の透明性向上に向けた取り組みとして、追加的な監査の導入

と、その内容の公表を行うというものでございます。

具体的には、行政による会計監査及び業務監査に加え、公認会計士や外部の専門家の監査を受けることで、行政以外の目によるダブルチェックをかけてまいります。これらの監査の結果は新規参入者も確認することができるようにすることで、透明性、納得性を高めることにつながり、託送に関する諸規則の遵守に関する説明責任をより強化できるものと考えております。これによって、会計分離に対する透明性を前進させる効果が得られるとともに、託送原価の厳正な算定に向けた体制強化につながるものと考えております。

4つ目は、19ページの託送収支の公表様式の追加でございます。

現在も託送収支を公表しておりますが、さらなる透明性の向上のために明細を追加するというものであります。例えば、収益内容ごとに自社分と新規参入者分を別々に分類したり、費用項目も可能な限り細分化するといった対応を考えております。

5つ目は、20ページの託送供給ルールの改善及び公表内容の拡充でございます。

託送に関するルールを改善し、可能な限りの公表に努めてまいります。公平性向上や透明性向上はもちろんのこと、新規参入者や自社小売部門にとっての使いやすさ、利便性向上といった視点も持ちながら拡充、改善に努めてまいります。

6つ目は、21ページ目でございます。新たな託送方式としてプロファイリング方式の採用でございます。

全面自由化によって託送の範囲が家庭用のお客さままで広がることになり、その対象件数が飛躍的に増大することとなります。この場合、類似する需要群ごとに幾つかの定型的な負荷パターンを設定し、託送におけるガスの注入量については、その需要群ごとにプロファイリングで算出した想定値に基づいて定めるといったものであります。

この方式であれば、新規参入者は個々のお客さまにおけるガス使用実態の違いなどの緻密な想定を行う必要がなくなり、プロファイリングで定めた計画値どおりに注入いただければよいということになります。計画値どおりの注入を行う限りにおいては、時間別、日別といったタイムリーなインバランス精算は発生しないということになり、新規参入者の注入に関するオペレーションは極めてシンプルなものとなるのではないかと考えております。

一方で、計画値どおり注入いただいた場合でも、実際のガスの流れとしては計画値と実消費量との間で需要変動による乖離が発生することとなりますが、この場合は既存事業者がガス供給量を調整することによって安定供給を確保するというスキームを考えております。こちらはネットワーク全体において既存事業者以外の小売事業者の販売量が一定水準以上となった場合は、インバランス調整が事実上困難となることから、別方式を検討せざるを得ないものと考えておりま

すが、自由化スタート後の当面の間においては、この方式によって新規参入者のご負担の軽減とネットワークの安定の両立が図られるのではと考えておるところでございます。

以上、導管部門のさらなる中立性の確保という非常に重要な論点に対しまして、私どもの基本スタンスから検討中ではありますけれども、具体的な改善案までご説明をさせていただきました。

検討中の内容につきましては、まだまだ内容的に不足している面もあろうかと思っております。ぜひ委員も皆様からご指摘、ご指導いただき、導管部門のさらなる中立性確保に向けて、可能な限り改善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、先ほど事務局からのご説明ございました。それから今オブザーバーからのご説明もございましたので、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いしたいと思います。どなたかご発言をご希望される方いらっしゃいますか。

それでは、古城委員、どうぞ。

#### ○古城委員

これについては、導管の中立性確保については事務局からの報告で、いろいろ法的分離とか所有権分離をするとコストがかかると、それはそのとおりなので、理論上は中立性確保のためにはいろんな中立性確保のためのルールをつくって、それを遵守していただければ、分離は必要ないと思います。理屈はそのとおりなんですけれどもね。

実際は、しかし、それまでの経緯を見ますと、ガスの託送とか、そういうのをうまくやろうというときにルールをつくろうとしますけれども、事業者の方はなかなか抵抗なさって、ルールはできてこなかったという経緯があります。

特に、一例を挙げますと、液化天然ガスを気化するときの気化圧送という作業よりも、ガス会社の新規参入者もやっているわけですがけれども、ガス会社の気化圧送コスト全額ずっと託送料金という意味で新規参入者も負担するという仕組みをずっとやっていて、直してほしいというふうに私はずっと主張してきたんですけれども、もう10年以上直らないと、これはガス会社が納得しないから直らないというのがずっと続いてきたわけです。

だから、こういうふうに、實際上言いますと、分離するといいいことは、出発点はそれぞれ別々にやるというので、そこからルールができていくと。だから、中立的なルールをつくったり

運用する点では非常にプラス面が多いと。そうじゃなくて、分離せずに中立的なルールをつくって運用しようとしても、非常に差別的なところから少しずつ積み上げてくるので、時間がかかるしなかなかできないという、この違いだと思いますので、私はですね。

それで、きょうのガス協会の報告はこれまでとトーンが違っていきまして、非常に私は改善されてよかったと思います。本当言えば、この審議会も最初からそういうスタンスでいろいろな材料を出してもらって、具体的な話をしていたら、もっと有益だったと思うんですけども、ずっと入り口のところで、いやそれは無理だとかいうことで、いろんな議論が大体八分ぐらい詰まっているんです、肝心かなめなところは詰まらずにここまで来ていると、こういうことですので、私は自由化というのをもしやると、全面自由化をやっとうまくやるのであれば、今までの検討では不足の部分が非常に多いということですので、私は原則として法的分離をするということです。今後いろいろやらなくても、中立的な運用ができるというふうに作業が進んだ段階では、それを代替として法的分離を一応やめてしまうと、これも可能ですけれども、一応はやっぱり原則として法的分離するのが、今までの検討からいうと一番実践的だと私は考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかに委員の方でご発言のご希望はございますか。

それでは、松村委員、どうぞ。

○松村委員

必要があれば法的分離に関するより重要な意見はまた別に申し上げるとして、質問と質問に直接関連する意見だけ先にしてもよいでしょうか。今日の3社のプレゼンテーションについてです。最初は質問でなくコメントです。現在でも託送料金は行政が一定関与して検査しており、それによってちゃんと透明性も中立性も十分に確保されているという発想だとすれば、私は断固として受け入れかねます。

一般事業者には申し訳ないのですが、値下届出制だったときの例えば家庭用料金は、一応ルールに従って届け出ていて、極端に問題がある場合には変更命令が出せるというルールです。これで行政のお墨つきを十分得られた公正で透明な料金だという主張をもし方が一般電気事業者が主張したとしても、私には受け入れられません。変更命令というのは極端にひどいというケースのみで発動されるものであって、したがってそこまでひどくないということであれば、基本的に一般電力事業者の自主性に任されていてつくられていた料金だったはず。そのように理解しています。

私は、今のガスの託送料金も一般電力事業者の家庭用電気料金以上に事業者の裁量の余地が大きく、なおかつそれに関しては極端にひどいというケース、もちろん値上げの場合は別ですが、極端にひどいというケース以外では変更命令を出さないというスキームだったと思います。今までの託送料金が仮に必ずしも適切でなかったとすれば、それは文句を言わなかった行政のせいだという意識がもし少しでもガス事業者にあるならば、私は受け入れられません。基本的には事業者の責任だと思っています。行政が担保しているのは、極端にひどいというわけではないという点だけ。これしか確認していないと思っています。

まずその点、もし私の理解が間違っていたら、そういうつもりではなく、ちゃんと行政にチェックされているのだから、今までのだって適正だったしそれは行政によって担保されていたということを強く主張されるのであれば、後でその点はっきりそう考えているとお答えください。

次に質問です。透明性を高めるための提案が多く出てきています。これは非常に前向きな話で、ありがたい話だと思っていますし、評価されるべきです。しかし、この点認識を伺いたいのですが、今までも事業者は、ちゃんと適正な、法に反するようなことはしていないというのはもちろんですが、裁量を任されている範囲内で、ある種裁量権を乱用などはしてなくて、誠実に制度の趣旨にあうようにちゃんとやってきているので、今までの料金体系でも情報をきちんと詳細に開示すれば適正だったということが確実に証明されるほどちゃんとやってきたと自負しているのか。自負はしているけど、井勘定のようないい加減なものしか公表されていないので、外から見ると本当に適正だったというのがわからないから、だからそれがわかるように詳細に出すと、そういうつもりなのか。そうでなく、今までの料金体系が法律には反してはいないものとしても、井勘定でルールを趣旨に必ずしも会うとは言えない不適切なものになっていたもので、その点を改善しますと言っているのか、どっちなのかを教えてください。

つまり、今までの私たちも公平性の観点から見ても全く恥じるどころは何一つないのだけれども、それが確実に外にわかるほどには公表していなかったもので、透明性を高めるために公表をもっとはっきりしますということなのか、今までは本来の趣旨からすれば入れられるべきでないようなコストが入っていたということが確かにあったので、ルールを改善してその計算の仕方を改めると言っているのかというのを教えてください。

○山内委員長

これはお答えをいただけますか。

○高松オブザーバー

まず私のほうから発言しますが、場合によっては2社からもお答えをさせていただきます。

最初に古城先生からご発言を頂戴いたしました。今の松村先生のご発言とも絡むのでありま

すけれども、託送料金の気化圧送原価は確かに大きな問題だと思っております。ただ、ルールの部分でございましたので、我々事業者が一方的に外す、外さないとこの場で言っているかちょっと躊躇いたしました。私どもとしては一応、経過措置期間が2018年3月まで残っておりますけれども、可能であれば早く外していく方向で考えてまいりたいと考えております。ただ、個社の事情がございますので、この3社としては差し控えさせていただきましたけれども、個社としては可能な限り早く外すべきではないかと考えております。

それから、2つ目の松村先生のご質問は非常に難しいと思っております、おしかりではございましたが、ルールは違反していないというふうに思っております。少なくともルールについては、私どもは役所からのご指示に従って決められたとおりにやっております。ただ、本当に恣意性が全くなかったのかどうか、それは私たちとしてはなかったつもりでやっておりますけれども、例えば今度新たな託送原価が決まる時、査定などをしていただいた際に色々な指摘はあるのではないかと思っております。我々としては今までルールさえ守っていれば何をやってもいいという認識はなく、ルールに従い、その範囲内で適正にやってきたと思っております。

したがって、2つ目のご質問につきましても、まだまだ足りない点はあるかもしれませんが、今のところ、我々としては少なくともある程度のレベルではちゃんとやってまいりました。ただ、これはこの後、色々なものについて見ていただくときにご指摘あるかもしれませんが、現時点では、それが完全かどうかということは私ども、自分で評価するのは難しいと思っております、一定のルールのもとに一生懸命やってまいりました。したがって、それをきちっとまず第一ステップとして公表するなり、新規参入者の方にご覧いただくというステップを踏んだらどうだろうかと思っております。もしその内容が不適切というのであれば、それは今回、恐らく全面自由化に伴って託送原価が査定されると思いますので、そのときのご指摘を踏まえて改善していくことになるのではないかと思います。

自分のやっていることが間違っているか正しいかという判断はなかなかうまく説明できません。我々としては、おしかりを承知で申し上げますが、これまで少なくともルールに則って、やってきたと思っております。

#### ○松坂オブザーバー

よろしいでしょうか、1点だけ、気化圧送の件でございます。後段は高松常務と同じでございますが、これも古城先生もよくご理解いただきますが、私どももその問題が提起をされて、そして審議会の場である一定のその決着をした上で、現行のルールに適用されていると思いますので、これは超過利潤等のルールもそうでございますが、それがまた新たな問題としてその審議会のほうでお取扱いをされて改善するというふうに決まれば、それは当然それに変えさせていただ

きますし、いずれにしましても、新規参入者の方とできるだけさまざまな課題をいただきましたときには、ちょっとイメージとしては何か全部はねつけているのではないかというご認識のようですが、可能な限りお話をして、解決できるものはこれまでも私どももやってきたつもりでございますので、それは引き続きそういうことをやっていきたいというふうに考えております。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次に杉本委員、ご発言ください。

○杉本委員

私は資料のところにあります分離方式に伴う影響の4番目のところの保安・災害の対応について意見を述べさせていただきたいと思っております。

都市ガス業界さんは、ガス安全小委員会で保安責任を「小売業者に分離しても組織的な応援体制を組むので、震災対応は大丈夫です」というような発言をなさっています。それから、また今回の委員会の説明で、事務局からも「災害対応は法的分離と別次元の問題で、小売と導管事業者が震災時も連携をとるルールをつくれればよいのだ」ということをお話を伺っています。

私も形式的にはそれでいいんだと思うんですけども、しかし消費者団体はふだんでも震災時でも心配なので、独占的に小売事業をしていた導管事業者に一貫して責任を負ってほしいということを安全小委員会でも発言しております。その意見は今も変わっておりません。

消費者団体の意見交換会では、ガスが自由化されるということも全然意識の中にない、知らないという人も多いですし、もし自由化されるのであれば、保安の点が大変心配であるという発言も多く聞かれていて、自由化になっても、もしかすると今のガス会社さんを変えないのではないかというふうにも思っています。

そのような中で、東日本大震災のことを考えますと、大都市でそれが起こった際に、電気と違って広範囲の道路や敷地内のガス漏れによる二次被害が心配されます。

ちょっとこれは例えですけども、家族全員が一緒に家の中に住んでいて、子供がいろいろな事情によって独立していくということになりますと、独立性は強くなるかもしれないんですけども、例えば親のほうは子供が日本にいるのか外国に旅行しているかもわからないような状況のときもあります。一緒に住んでいればコミュニケーションができていますので、そういうことはよくわかるのですが、離れてしまうと、そのコミュニケーションがうまくいなくなるので、難しくなるということを考えますと、地元のガス会社さんとの小売と導管部門が分離した場合には、その安全の面でうまくいくのかな、緊急対応はうまくいくのかなというふうに不安を感じています。

今、ガス大手3社さんがプレゼンをしていただいたような改善がなされるのであれば、今、分離は必要ないのかなと、もう少しゆっくりでもいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。特にご質問というわけではなくて、ご意見でよろしいですか。

じゃ、永田委員、どうぞご発言ください。

○永田委員

本日、ガス事業者の方から具体的な対策として検討中であるのご説明をいただきましたが、従前のご説明と比較しまして、非常に踏み込んだご提案であり、改めてこの内容について感謝申し上げます。

それで、まずもって考慮すべきは、法的分離と会計分離の最終的な目的は何なのかということでございます。基本的には競争を活性化して、新規参入者を増やして、なおかつ料金を下げることが目的だと思います。その目的に対して会計分離プラス事業者からの今回の提案を含めた行為規制を導入することによるメリットと法的分離によるメリット、ここを比較衡量することがまずもって重要なことだと思っています。その点について、定量的かつ実務的な検証を十分に実行することが、会計分類もしくは法的分離のどちらがいいのかということ判断する際のポイントであると思っています。

そこで、本日の資料の中でもう一つ、4ページですね、事務局の資料の中に第一の視点、第二の視点、第三の視点ということで、特に導管部門についての中立性・透明性・公平性、このあたりについての分析の視点に加えて、私はやはり納得性が重要ではないかと思っています。

要は、導管を供給するガス事業者と利用者の両方が納得するプロセスをどうとるのかということが、重要なポイントではないかと思っています。その視点でいうと、基本的には導管を提供する側と利用する側は情報の非対称性がどうしても存在します。事業者側は自社の情報は十分に持っているけれども、利用する側は今の仕組みの中ではなかなかその納得性が得られないというのが現実的に起こるので、今回のこういった議論になっていると思います。その場合、具体的に納得性を得るためにどうするのかということで、1つの提案、託送収支計算において、先ほど松村先生がおっしゃられた計算の正確性とか規則に則って計上されているか、もしくは基準に則って配賦されているか、こういった正確性のチェック以上に、より踏み込んだその金額の妥当性が担保できているかがポイントです。利用する側から見てこの金額は納得できるのか、自社がやるんだったらこのぐらいのコストでできるのではという懸念、つまり提示された託送料金は非常に高いのではないかという疑問に踏み込んでチェックすることがもう一つ重要なポイントだと思

っています。今回の提案がそれに資するかを判断するには、より詳細な分析、もしくは検討が必要ではないかと思っています。いずれにしても、その納得性を得るための方法をどう作り込むかが重要です。

それで、法的分離、会計分離プラス行為規制等を付加することによって、どちらが社会コストの低減、もしくは便益が高まるかということについて、本日の事務局の資料の中では十分な検証がまだまだできていないのではと思いますので、そのあたりのもう一段の、検証を追加することが必要ではないかと思っております。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

どうもありがとうございます。

これは最初の段階で、今の最初のポイントでインフラの整備促進のあり方で、需要を喚起するようなインフラ整備を進めますと、こういう方策を出して、そのかわり、これを見た限りにおいては分離の形態で法的な分離をすると、それによってより透明性を高めるといようにも読み込もうと思えば読めるんですけども、前回、私は申し上げたんですが、先ほどもちらっとおっしゃっていましたが、電力も規制改革の第3番目のステップに踏み込もうとして今制度設計、その制度設備を急いでいると。

だから、ガスも少なくともパイプラインは同じような形態で、中立性を担保するために同じような形態をとるといのは多少議論が違ふとは思っておりまして、なぜかという、電力はやっぱり同時同量という大きな生き物が日本の中で生きているわけで、使ったときに発電と。B to Cの場合もあるわけですよ、この自由化でね。ですから、B to BもあるしB to Cもあるし、家庭から余剰の電力が出てくれば、それもあるルールのもとで売買ができるようになると、これは非常に大きなビジネスモデルを生んでくる可能性があるだろうと思っているんですけども、ガスの場合にはどう考えてもB to Cは余りないと。自宅でバイオガスをやって何かやるということはほとんどないだろうと思っております、大体B to Bと。ですから、電力が参画してくる、それから石油が参画してくる。

ということになりますと、この対象とする形態も違ふし、かつ電力の場合には同時同量というものは私はエッセンシャルだと思っております、30分間同時同量で私はいいと思うんですけども、ガスの場合には一応その蓄エネルギー、蓄ガス効果をパイプラインが持っているということ

は、既にパイプラインはもうスマート化しているんだというふうに私は思っているんですね。ですから、夜間少し詰め込んでおいて、1日の量で最も最適な気化器のサイズ、あるいは基地のサイズ、基地との連携ということがあって、初めて日本の最適なガスの需給の構造が生まれてくると。

ですから、もちろんそこでガスの場合でも同時同量は緩和をする必要があると思いますよ。1時間同時同量から2時間、3時間とか、それはその担当しているのはネットワークを管理しているガス事業者ですけども、そこができる限り緩和をして、なるべく第三者が余り厳しい同時同量を課さなくてもいいような形で緩和する必要があると思うんですけども、ただ、やはり蓄エネルギー効果、蓄エネルギーというのはガスを圧縮して持っているわけですから、電池でいえば蓄電池を中にしまっているような形になりますので、そういう意味では随分大事なことは日本の国力という観点からすれば、やはり全体最適化をするためには基地、気化器、それからパイプライン、その制御、これを一体でやはりやっていくことが、ある意味では非常に重要なんだろう。

そうすると、例えば分離することは何らかの形で透明性は維持するのは当たり前だと思いますけれども、新規参入者がなるべく公平に入れるようにするということは、そこで出てくるのがこの会計分離でいけるのか、あるいは法的に分離しないと透明性もへったくれもないのかということになりますと、全体最適化という観点からすれば、私は今、きょうのこのガス事業者のお三方から今、高松さんがご説明しましたけれども、特に16ページ以下のことをきちっと本当に明快に個々の透明性を開示して、だから電力の潮流開示と同じですよ。開示して、そして託送料金もきちっと決められていくと。それも同時同量の規制も緩和をしながら、どの程度であれば全体最適化が保たれて、安く、国民レベルとして安いガスが供給できるかという、これは16ページ以下のことがきちっともしのできるのであれば、私はまずステップとして電力が先にこういう中立性を保つ法的分離なら法的分離の法律法案を出して、よくその様子を見ながら、長期的に見れば、やはり同じような方向にいく可能性は十分あると思いますけれども、そのステップがあるんじゃないかと。

ですから、同じ時期に同じようにやる必要は、現状ではそれほど認められないんじゃないかというふうに私は思っています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

引頭委員、どうぞご発言ください。

○引頭委員

ありがとうございます。

質問が1つと意見が2つございます。まず、質問からお願いします。ガス会社様から説明していただいた資料の21ページにプロファイリング託送方式というものがございます。ページの一番下に新規参入者の数量割合が一定規模になったらもう一回やり方を考えるといったことが記載されています。まだ始まってもないので質問するのは気が早いかもしれませんが、もしその一定規模のイメージがあれば、教えていただきたいと思います。

#### ○松坂オブザーバー

これは、今日のご説明の資料にも実流という言葉と、それからそうでない新規参入者の方にはある一定の決められたものを入れていただくということがあるんだと思いますが、ご理解いただきやすいように、ちょっと具体例で申し上げますと、私どもの姫路地域では新規参入者の方からのガスの注入もあるわけでございますけれども、実際にはその地域のガスのお客様への供給できる範囲というのは限られておりますから、その需要が上限になってしまうわけですね、その注入可能量というのはですね。そうでないと、遠くのお客様に実際ガスが届かないということになってしまいますので、届く範囲で入れて、そのエリアのその地域の需要に見合った規模がマックスになると、こういうことでありますから、どんどん注入をされまして、遠く離れたところの供給をしてくださいと言われても、その地点から注入されても実際にガスは届かなくなるということになりますので、そういう意味でこういう制限を設けさせていただいているということでございますが、すぐに何かその上限にヒットするとか、そういうイメージではないというふうにご理解をいただけたらと思います。すみません、ちょっと富成さんのほうが技術屋で。

#### ○富成オブザーバー

若干補足させていただきます。東邦ガスの富成でございます。

これは一律に何%かを示すというのは非常に難しいと思います。導管網全体を見ながら、新規参入者の需要がどの場所にどの程度あるのかプロファイリングを導入した結果、実際と計画値がずれる需要がどの程度あるのか、導管網の先へ行けば行くほどかなり厳しくなります。全体を見て一律ということではなくて、個別に色々な状況を見ながら決めていく話だと思います。現時点で、一律に1割とか2割とか言える話ではないと思っております。

#### ○引頭委員

ありがとうございます。

では、意見を2つ、申し上げます。一つは本日ガス会社様から、導管についての、中立性・透明性・利便性の向上に向けた取り組みについて、初めてお示ししていただきましたが、この点については非常にありがたいといえますか、少し不遜な言い方かもしれませんが、

高く評価させていただきたいと思います。

では、こうした取り組みを受けて、一方で、従来の制度の中で中立性が保たれていなかったのかということになってしまいますと、そういう議論について私は少し不毛ではないかと思っております。むしろ来るべき自由化の世の中で、新規参入業者が多く出てきた場合、その事業者の方々に対してどのような制度をつくっていくのかということがより重要ではないかと思っております。

これまでの限られた事業者だけで成り立ってきた時代とは変わってきている中で、ガス会社様自身がいろいろなアイデアをお出しになって、自ら工夫していくというのが、今後の全面自由化時代の新しいガス会社の姿ではないかと思いき、というのが意見の1つ目です。

2つ目ですが先ほど柏木先生もおっしゃっていましたが、本日、資料4を拝見させていただき、きれいに整理はされているとは思いますがこれは事務局もおっしゃっていたように、まだ少し不十分な点が幾つかあるのかなと思います。

確かに教科書的には会計機能、法的分離、そして所有権分離と自由化の程度が進むとされていきますが、実際海外を見てみると、法的分離における行為規制については、まだはっきりとした定石はないというふうに理解しています。

そうなりますと、内容がよくわからないなかで、会社の形態だけ決めていくというふうになってしまうと、それでよいのか少し不安です。

先ほど古城委員も、法的分離を前提として議論が始まったとしても、最終的にそれが不必要と判断された場合には、もしかしたら法的分離はないかもしれないという主旨のご発言が最後になりました。本日、私は分離に賛成とか反対とか、申し上げるつもりはないのですが、もう少し、十分な材料を得て、きちんと判断していかないといけないと思っております。

そうしたことを考えますと、本日資料4の7ページ目の3ポツの分離方式に伴う影響ということで4つ書かれており、これはそれぞれ納得しておりますが、もしかしたら先ほど申し上げた行為規制とか事業規制、それから柏木委員がさっきおっしゃっていた、託送の大きな考え方など、今まで寄って立っていた考え方と少し変わるのであれば、こうしたことについての影響を考える必要があるのではないかというふうに思っております。

そういうことですので、もう少しあるべき姿といいますか、そのゴールについてももう少し共有化して、さらに議論を深めていったほうがよいのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ、橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

私は審議会という場というのは非常に大事だと思っていて、そういう意味でちょっと戸惑っているというのが率直な感想なんです。今まで自由化の話をしてきたときには、各グループ20社ぐらいの方のご意見を聞いて、自由化に対していろいろ違う意見があるのかなと思ったり、大筋では大体一致していたところが確認できまして、それじゃどういいうい自由化にしていこうかと、こういう議論に流れていったわけですね。

今日の議論を聞いていますと、一致点はやっぱり導管部門の中立性を高めるためには、何らかの意味での分離を強めなければいけないということは確認されたと思うんです。ただ、皆さんガス3社の方の発言がよくなったと言われてはいますが、やっぱり基本線は会計分離の拡充でいこうと、こういう話だったと思うんですね。それに対して事務局のペーパーを読みますと、多分その中立性を高めていくと、ベストは所有権分離なんですね。その次善の策が法的分離でという、その2つのほうがいいというふうに日本語を普通に読むとこのペーパー読めると思うんです。ということで、実は今までの自由化の議論とは違っていて、かなり意見の対立が確認されたというほうが本質だと、こういうふうに思います。

その上でなんですけれども、やはりガス会社側の議論のきつところは、今の制度の拡充でいいんだと言ったら今までなぜそれをやらなかったんだと、当然のことながらそういう反論があるわけで、それを覆すほどの説得力があるかどうかというのがポイントになると思います。まだそこまで十分いっていないんじゃないかなと私は思います。

それから、一方、法的分離ないし所有権分離ですと新しい仕組みなので、そこでの影響をチェックしなきゃいけないということで4点挙がっているわけですね。このうちの、今日全然出てこないんですけども、今まで割と言われていたと思う2番目の導管の敷設を妨げるんじゃないかという話は、これはやっぱり成り立たないと思うんですね。今5%しかないというのは、別に分離された世界でこうなっちゃったわけではなくて、分離されていない世界でこうなっちゃったわけですから、それが分離をとめる理由にはならないと思います。そういう意味で2は違うと思います。

1はそうかと思うんですけども、ただしこれはボリューム感がありまして、これに伴って出るデメリットと、その透明性が高まるメリットを考えると、透明性が高まるのをとめるほどのデメリットではないんじゃないかと、こういうふうに思います。

3についてはよくわかりません。本当に資金調達にとってマイナスになるかどうかというのは、どちらかというとならなくて、金融のプロの話をちょっと聞きたいなというの

が3番目の点についての印象です。

私は、4番目の杉本委員が言われた保安のところが一番気になります。この間のヨーロッパの報告を聞いていても、部門間の情報のコストが上がるというのはどうも確かなようで、そうなると、通常の保安は多分大丈夫かもしれないんですけども、緊急時保安、やっぱりガスの場合はこれが命にかかわるので、そのときに法的分離ないし所有権分離という仕組みで大丈夫なのかどうか、ここのところはもうちょっと精密な議論をする必要があるんじゃないかなと思います。

いずれにしても、この委員会の私、すばらしかったところは、電力と違って一般ガス事業者が207社ある中で、その4グループに分けてその意見を聞いてきて、これは分離を強めていくということは、多分そのグループ間の取引の取引条件にも非常に大きな影響を与えたいと思いますので、対象となる3社の人の意見を聞くだけではまずいんじゃないかと思います。そういう意味でもう一度、もともと最初から分離の話をお聞きしておけばよかったかなとも思うんですけども、そうではなかったので、各グループの各社の意見、多分その中にはもしかすると法的分離なりに賛成というような意見もあるような気もいたしますので、もう一度聞き直したらどうか。

こういう言い方をしますと、いかにも先延ばしをしているようで、拙速論を言って、そのうち何かごまかして分離自体をなくすために協力しているんじゃないかと、こういうふうに言われるかもしれませんが、全く逆です。むしろこういう手順を踏んだほうがきっちりした分離システムを導入できるんじゃないか。だから、議論の対象から所有権分離も外すべきじゃないんじゃないかと、こういうふうに思います。

そういう立場から、そもそも本来に来年の通常国会に全面自由化と分離方式まで一体化して出す必要があるのかどうか。分離のタイミングの時期を考えましても1年ずらす、電力だってそうになっているわけですから、いい分離方式を考えるためにも、逆に拙速でないほうがいいんじゃないかというのが私のきょうの議論を聞いて感じた点であります。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、引頭委員が過去本当に会計分離で中立的だったのかというようなことを議論するのは非生産的、不毛だというご指摘があったのですが、私は反対です。私は、その点が決定的に重要だと思います。

なぜ法的分離や所有権分離ということが議論されるのかということ、そういう制度的にかっちりした枠組みにしないと中立性が確保できないのではないかという発想に基づいている。会計分離を少し手直して、それで中立性が確保しようとしても、事業者にかなりの程度の裁量がどうしても残る。

それで、その程度のことで、構造的な措置を取らなくてもちゃんと十分やれる、そういう期待が持てるのかどうかを知るためには、過去のことだっけきちんと考えなければいけない。したがって、私は全く不毛な議論だとは思いません。

次に、その点でいうと、まさに橘川委員がご指摘になった点ですが、これでは詳細がわからない、もっとはっきり見せろというのは、何も昨日今日言ったわけじゃなく、新規参入者はずっと昔から言っている。ずっと昔から言っているのにもかかわらず、自主的に出そうなどということ一度もしてくれなかったじゃないか、ということを考えれば、本当にそれで透明性が確保できるのか、ちゃんと考える必要がある。本当に今回初めて知ったというようなことだとするならば、今出てくるというのは極めて自然ですが、この不満はずっと前からあったということ、私たちは認識する必要がある。

それから、先ほど3社さんのご回答で、少なくとも自分たちはルールを守っていたのは言うに及ばず、趣旨に反した不適正なことは自分たちの意図としてはしていないと。しかし、ほかの人から見ればそうは見えないというか、気がつかなかったようなことというのはあるかもしれないと、そういうご回答だったと思っています。それをちゃんと調べて、広範な裁量を与えられたときに誠実な行動をしていたのかどうか。したがって、かっちりした枠組みがなくても十分中立性が確保できそうなのかどうかというのは、ちゃんと考える必要があると思います。

例えば、一番典型的なのは、エネファームだとか、そういうものの研究開発費だとか、需要開拓費のようなものが託送料金に入っていなかったかどうかというのは、私たちはきちんと調べる価値があると思います。

これは大昔から、10年以上前の基本問題検討会のときにも、当時の有本大阪ガス副社長がそういう研究開発費、需要開拓費も託送料金に入れられるべきだというご主張をされ、それに関しては基本的に否定されたと思っています。入れられるべきだご主張になったということは、今は、本来は入れられるものではないけれども、入れるのが正しいとご主張になったと私は理解しています。

それから、この委員会でも引頭委員がそれはおかしいということを確認にご指摘になったわけですが、同じように事業者からは需要開拓費、研究開発費というのは入れられるべきだというご発言もあった。入れられるべきだということは、今現在は入れられるべきではない、常識的に

考えたって託送料金などというのにそういう需要開発費が入るなんていうのは、本来の制度の趣旨からしておかしいわけです。かし、ルールとしてはかなりの程度ガス会社に裁量を与えられているから、そういう制度の趣旨に反して操作して入れることは、現在は可能な状況になっている。可能な状況になっているが、それでもなおかつそういうマニピュレーションはしないで誠実に行動していた、制度の趣旨にあう運用をしていたのかどうかを、きちんと検証する価値がある。

もしそうでなかったとすれば、今まででもそういう研究開発費・需要開発費のようなものがルールに反しないということにつけ込んで入れられていたということであったとするならば、会計分離などというので完全にコントロールする、中立性を担保するなんて絶対に無理、どこまで細かくしても結局抜け道を探すということをするのではないか、そうするとやっぱり中立性は担保できないと考えるのが自然。それであれば、当然何らかの制度的な担保、法的分離のようなものを入れるのは自然だと思います。その意味でも、過去の行動は本当に公正で中立的だったのかというのをきちんと議論することは重要だと思います。

引頭委員も、もしそこでそういう類いの研究開発費、需要開発費のようなものが入るのはおかしいということを明確に前々回に言っていたと思いますので、そのようなものが託送費に入っているという現実を見れば、恐らく意見を変えられると思います。

次に、コストというのに関してです。コストとベネフィットを比較してということは、確かに重要なことです。私はそれは、法的分離に際して、行為規制をどうするのかを議論するときには極めて重要になると思います。

例えば、資金調達の問題だとかにしても、従業員の異動だとかというのにしても、杓子定規に規制すると、確かにここで書かれたようなデメリットは多く発生し、その結果としてとても費用に見合うものにならないということはある。したがって、中立性ということから見ると、例えば資金調達のようなものは会社ごとに完全に分けたほうが良いということがあったとしても、その弊害は余りにも大きいから、資金調達に関しては一括の調達も認めるとか、従業員の異動についても杓子定規に全面禁止とかということをする、保安の問題だとかでデメリットが生じるから、そののところについては、費用に見合わないほどの規制は課さないよう、今後の議論できちんと考えることは意味があると思います。しかしそもそも法的分離をするかどうかという議論のときは、法的分離をしなくても中立性がちゃんと保てるということの説得力のある形で言わなければいけないと思います。それを安易にコスト、ベネフィットということによって、改革をいわずに先送りにしようとする姿勢には、私は大いに疑問を持っています。

それから、保安について、早くやると不安があるというご指摘はもともとだと思いますが、私はその点も基本的に行為規制を考える段階で真っ先に考えることとか、保安に悪影響を与

えないということを最優先に行為規制を考えることで対応できると思います。

拙速という点に関していえば、法的分離には時間がかかります。行為規制だとかというのは詳細に詰めなければいけないから。法的分離するかどうかという意思決定を大幅に後ろ倒しにしたとしても、その準備が進むなんてことはないので、改革をただらと遅らせると言う意図でないとしたら、逆に制度設計は拙速になりかねない。むしろ法的分離を、もしする必要があれば、早目に決めて、十分に実施期間をとって、その間に十分に弊害が起きないように準備するほうがむしろ正しいやり方だと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

松村さんの法的分離論はよくわかりました。ただし、最後のところはよくわかりません。私は非常に普通に考えて、この第15回目になって本格的に分離のいろいろな案の検討というのが出されるような状況で、例えばあと3回しか日程を押さえられていないわけですけども、これで決めてしまうというのはやっぱり拙速だし、こういう言葉は余り使いたくないけれども、後出しじゃんけ的な印象を受けざるを得ない。いろんな人の、やっぱりこれが与える影響を直接対象とはなっていないガス会社の第2グループ、第3グループ、第4グループの人の声も聞きたいですし、今日この事務局のいつも非常にシンプルにまとめられている資料の中に実に17行も引用されている、私が知っている限りで関西電力の人はみんな顔がやせていく中で唯一元気な北村さんもここにいらっしやらないわけですね。

そういうことで、こういう分離案に対してそういうまさにキーパーソンだった人たちがどういうお考えがあるのかということ、やっぱりどうしてもまた半年ぐらいはかかるんじゃないかな、それはごく自然な反応だと思います。邪魔する気は全くありません。多分、私の政治的感覚からいくと、こういう手順をきっちり詰めたほうがいい分離方式が固まってくるんじゃないかというのが私の感覚、間違っているかもしれませんが、そこは最後の部分はちょっと松村さんと感覚が違う。そんなに焦る必要ないんじゃないかなというのが率直な私の意見であります。

○山内委員長

ありがとうございます。

古城委員、どうぞ。

○古城委員

すみません、もう一回発言いたしまして。

私も十分な検討が、検討不足だと認めるんですが、今の段階だと法的分離というのを原則にして、今後のいろいろな検討を進めていくべきだという立場です。検討不足だから。

なぜかという、まず第1に、今までのガスの自由化を見ていると、100メートル競争でガス会社は100メートル走っているんだけど、新規参入者はいろいろ障害があって、100メートル障害物競争を走っていると。ハードルが10個あるのを2つ除いて8個残っていると、こういうふうに一步一步前進してきたんですけども、やっぱり障害物が残っているという状態だったと思います。

先ほどガス会社の方がおっしゃったように、いろいろ検討した結果、ルールができてルールを遵守してきたというんで、このルールは結局、障害物が10個あるうちの2個除いて8個残っているルールなんですね。その後、だからそのルールでやっているということで、じゃ、次障害物を除きましょうというときの議論をしているときに、やはりガス会社は2つしか除けませんと言って頑張るので、2つしか除けないと、こういう経緯をずっと経てきたというのが私の印象です。ガス会社の人には失礼ですけども、私の印象なんですね。

それで今、小売まで自由化するという話をしているわけですけども、それでも大口の自由化のときには何とかやってきたんですが、小売の自由化のときはこれじゃちょっと無理ですよ。小売というのは、二、三軒いろいろな家庭を需要家をとるというのでは参入不可能です、一定のシェアをとって。小売、多くのお客さんを取り扱うための設備投資とか構えをつくらなきゃいけないので、ある程度のシェアをとれない限り、これは採算性とれません。障害が多かったら、全く参入は起きないと私は思っています。だから、今まで残っている障害物を大幅に取り去らないとうまく動かないという考えです。

それで、今までお話ししましたよね。今までのやり方だとあの障害物、いろいろな弊害があって障害物が取り除けないで、先ほど言いました、現実的に見ますと役所というのは何でも命令できるように法律の世界ではなっているんですけども、人手も時間もないので、結局限界があるわけですよ。それがあから役所の限界を想定した上で、どういう制度なら一番目標に近いかというので、100点満点じゃなくて、どっちが80点か、どっちが60点かで私は今のところの今の現状だとこれは今回の審議会の検討の経過からいうと全然間に合わないと、家庭用需要家の受け皿として、今日ガス業界から出てきた案はかなり前進ですよ。前進です。こういう案が最初から出てずっとやってきたら、かなり見通し明るかったと思うんですけども、今出てきて、これを出发点にして議論するなら、あと1年かけて議論すればいい案ができると思うんですが、これを信用してとめるわけにはちょっと、この方向をまとめるというのはとても難しいと私は思ってい

ます。

あと、今日の案についてちょっとだけつけ加えたいんですけども、いろいろなことを書いてあるんですが、やっぱり不安なのは、これは非常に一般的というか基本的ないろいろな計画ですけども、実際にはどうするんだというところを詰めていく作業があるわけですね。その作業をやるんだったら、電力なんかの経験を見ると、やっぱり紛争処理の仕組みと、それから、こういう具体化する利用についてルール化していくような仕組みというのは、やっぱり補助的に用意しないと、あのルールつくっただけだと実際の運用のときにうまくいかないというふうに思います。それは今後つけ加えていただきたいと思います。

以上です。

#### ○山内委員長

ありがとうございます。

他にご発言。よろしいですか。

それじゃ、まずは中部電力のオブザーバー、よろしくお願いします。

#### ○小山オブザーバー

ありがとうございます。中部電力の小山でございます。託送供給を実際に利用しております新規参入者といたしまして、特に第二の視点であります公平性の確保に関しまして発言させていただきます。

これまで関西電力の北村オブザーバーが小委員会場でご発言されたことと重複しますが、私どもも新規参入者として課題だと思っている事項が2つございまして、1つは同時同量、もう一つは通信装置の設備設置費用の負担に関するものです。この2つに関しましては、やはり既存ガス事業者の小売部門と新規参入者との間で取扱いが違うのではないかと認識しております。

まず、同時同量に関しましては、先ほどからお話があたりでございまして、新規参入者は1時間単位で10%の範囲で同時同量を課され、それを超えた場合にはペナルティが課せられる一方で、既存ガス事業者の小売部門は、ネットワークの貯蔵機能を活用した緩やかな同時同量を実施されているということで、既存ガス事業者の小売部門は新規参入者に適用されているような同時同量、あるいはペナルティを適用されておらず、新規参入者にとっては大きな負担になっています。

2点目の通信装置の話に関しましては、新規参入者が新たに託送供給を開始しよういたしますと、そのお客さまからの取引用計量器からの信号を送受信するための通信装置を設置します。これは既存ガス事業者で監視が必要ということで設置する装置でございまして、これは既存ガス事業者の資産となりますが、費用は新規参入者の負担となっております。

一方、既存ガス事業者の小売部門が販売されるお客さまの構内にある取引用計量器にはこうした通信装置は設置されないということであり、こうした費用負担はないということになります。

もともとこの通信装置というのは、導管ネットワークの監視のために必要ということでありますので、導管ネットワークの管理、維持に必要ということであれば、これは託送料金に算入をして、託送料金で回収すべきコストと考える次第であります。さらに、1件のお客さまの構内に取引用計量器が複数ある場合がございます、その場合には新規参入者にとっての負担がさらに多くなります。

以上の2点につきましては、現行の制度下で公平性の確保がまだ不十分ではないかということを示す事例だと考えております。従いまして、このガスシステム改革において是非ともさらなる公平性を高める措置を講じていただくようよろしくお願いいたします。

それから、既存ガス事業者からご説明がございました様々な新たな対応、取り組みに関しましても、中立性、それから透明性を高めるということでありますので、是非とも一日も早く実施していただくようよろしくお願いいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

高松オブザーバー、どうぞ。

○高松オブザーバー

確かに橘川先生、松村先生、古城先生のご指摘のとおり、随分対応が遅いじゃないかというお話はあろうかと思えます。それはもう我々の感性が鈍かったのかもしれませんが、一方で我々は昨年11月に全面自由化を是とする前提で、社内でどうすれば託送部門の透明性や中立性が高まるかと真剣に検討してまいりました。今日の6つの項目はちょこちょこっとやったわけではなくて、かなり長い期間かけて検討してまいったのも事実でございます。

その対応が遅かったとか、それから過去いろいろうまく発言ができなかったところもあるかもしれませんが、これは我々としては相当真剣にかつ長期間、昨年11月以来検討してきた内容ということは、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

それに加えて、今、古城委員から10個の障害物のうち2つしか抜けていないというご指摘がありましたけれども、我々としてはもし残り8つあるとすれば、精一杯スピード感を持ってやりたいと思っておりますので、ぜひそういう面でも今後ともご指導いただけたらと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、石油連盟の松井オブザーバー、どうぞ。

○松井オブザーバー

それでは、石油連盟としてのポジションをご説明したいと思います。

現在、ご案内のとおり、エネルギー政策の最大の課題は安定供給の確保、低廉な安定供給の確保が非常に重要な課題であると思っております。そういう観点から今回の自由化の議論が進んでいるのだと思います。石油連盟参加企業も総合エネルギー産業化を目指しておりますし、またガス事業者の方々も総合エネルギー産業化を目指している。つまり、電力、ガス、石油の間の垣根をなるべく低くして、お互いに相互参入をして競争環境を高めて、そして消費者の利益に貢献していくというのが全体的なポジションであり、また、それがエネルギー政策の根幹であるように私は考えております。

そういう意味で、今回の議題でございます導管部門の中立性確保につきましては、我々は当然新規の参入者になるわけでございますけれども、やはり外部から託送料金の適正化、あるいは適正性、託送制度の公平性というのが本当に確保されているのかというのがなかなかわからないという点が我々にとっての課題でございます。したがって、我々がガス小売事業に参入する場合には、今申し上げました料金、あるいは条件などについて公平かつ透明性の高い条件のもとでインフラを利用できるような環境整備が必要であるというふうに考えております。

そのための具体的な方法論でございますけれども、当然エネルギーの安定供給の確保と、それから安全確保、これは当然のことでございますけれども、やはり電力と並んで自然独占性が高いという点は同じであると思っておりますので、基本的には電力システム改革での検討と同様に考えることができるのではないかとということで、仮に電力システム改革で法的分離という方向になれば、ガスもそのようになるのが望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、東邦ガス、富成オブザーバー、どうぞ。

○富成オブザーバー

先ほどの中部電力さんから2点ご指摘がありまして、これに対して、託送実施者として1点だけ申し上げます。

我々のプレゼンでも説明ありましたように、一般ガス事業者はネットワーク全体の圧力と流

量を常時監視してネットワークを維持しております。おのずと、まず役割が違うところが一部あるということでもあります。その中にあっても、我々としては一定規模以上のお客様には通信装置つきの負荷計測器も置いていますし、そういうことで流量管理もしながら安定供給を確保してきているところでございます。

中部電力さんの託送は共同基地から供給しているということでございますので、その場合でも同時同量の確保とか、その手段の一つである通信設備が、全くなしというわけにはまいりません。一定程度の流量監視は必要でございます。ただ、今のやり方が全く改善の余地がないというわけではございません。

これまでの議論におきましても、同時同量制度では既存の2類型にプラスして、双方が議論して柔軟な対応をとるということが認められておりますので、今後議論させていただきながら、改善すべき点は改善してまいりたいと思っているところでございます。

○山内委員長

それでは、東京電力の佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

当社から申し上げたいことは2点でございます。

1つ目は、現行の託送制度です。これについては我々新規参入者が託送供給を行う場合、中立性や公平性、透明性の確保の点で様々な問題があるということを実感しているところでございます。

先ほど中部電力さんからも発言がありましたが、当社としても同じ懸念を持っております。加えまして、新規参入者が複数の事業者の供給区域をまたいで託送を行う場合、我々は一般ガス事業者の供給区域ごとに託送料金をお支払いするということになりますが、一般ガス事業者の場合は一般ガス事業者から一般ガス事業者への卸販売の形になります。

このような場合、最終小売価格の中に託送料金がちゃんとダブルで入っているのか、公平性という観点で不透明感がございます。また、現状では、今お話しした二重託送の場合、同時同量を管理するシステムが既存ガス事業者間で構築されておらず、複数の事業者をまたいだ託送は事実上できないという問題もございます。

これらの問題の解決にはいずれも導管部門の厳正な中立性を担保する仕組みが必要であると思っております。既存事業者の小売部門と新規参入者との間で差別的な取扱いがないよう、既存事業者の導管部門と小売部門の業務仕分けをしっかりと行っていただき、導管部門の中立的運営が外部からもわかるよう透明性を高めていただきたいと思います。

2つ目は、エネルギー間の競争環境のイコールフットということでございます。4月に閣議

決定されましたエネルギー基本計画においても、市場の統合を通じた総合エネルギー業の創出がうたわれており、エネルギー政策の基本的な考え方に照らして、ガスシステム改革においても単にガス事業に閉じた検討ではなく、電気事業も含めたエネルギー政策全体を俯瞰し、競争政策上の公平性を担保していただきたいと思えます。

例えば、ガス導管事業の中立性が電気事業における送配電事業の中立性より劣ったままで相互乗り入れを行うというようなことになると、電力、ガスいずれの市場においても競争にゆがみが生じ、その結果新規参入がなかなか進まないと、本来の目的である低廉なエネルギー価格や選択肢の拡大といったお客さまにとってのメリットが実現されないといった結果にもなりかねません。

さらに、具体的に申しますと、ガスシステム改革に先行して行われている電力システム改革においては、送配電子会社の意思決定に対する親会社の関与に関する規律や送配電会社から発電会社への融資といったグループ内での資金調達に関する規律など、ネットワーク部分の一層の中立性の確保に向けた様々な論点について議論されているところです。

いずれにしても、エネルギー間で競争条件に差が生じてしまうことがないように、資料にある3つの視点をしっかりと踏まえ、整合のとれた制度となるよう検討をお願いしたいと思います。

また、エネルギー間の競争の公平性という点で、どの地域においてもガス事業における公平な競争環境の整備をなるべく早く、早期に実施することをお願いしたいと思います。

当社からは以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

ほかにご発言はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、どうぞ、ガス協会。

○蟹沢オブザーバー

私も当初、高松オブザーバーからご説明したとおり、これから中立性を高めていくことによって、新規参入の方が十分競争できるような状況をつくって制度設計もしていこうというふうに考えておまして、それで十分今後その全面自由化に伴って中立性が高められるというふうに考えております。

その中で幾つかいろいろご意見いただきまして、まず今のルール自体に問題があるということが古城委員からご指摘されましたし、それからルールの運用にいろんな疑念があるということも松村先生がおっしゃられたということだろうと思っておりますけれども、結果的にいうと我々

としては、ルール自体は今までの制度の中では、中立性を維持する意味では妥当なルールだったというふうに理解をしておりますし、それから運用自体も高松オブザーバーが言いましたように、本当に恣意性がなかったかどうかというようなことは結果的に証明はできませんけれども、少なくとも恣意性を入れるような運用はしてこなかったということは、誓って言えることだろうというふうに思っております。

ただ、それでは水掛け論みたいなことになっていきますので、もし結果的にルール自体、今の制度が、中立性が高められていないと、中立性が維持されていないということであるとすれば、これはまさに古城委員の指摘、あるいは松村委員の指摘が当たっているだろうと思っておりますので、現在の制度の中で中立性が担保できていたかどうかというところは検証する必要があるというふうに思います。

そういう中で、いろいろな新規参入の電力事業者の皆さんからいろんな指摘がされていて、透明性がないとか、あるいは制度自体がおかしいということを指摘されましたけれども、例えば気化原価の話とか、あるいは超過利潤の話、前回、北村委員が指摘されましたけれども、これは当時託送制度を維持する上で必要なルールだということで決めてきたわけでありまして、それが今後、改善する余地があるということであれば、これは我々十分議論していく必要があるんだろうというふうに思っております。

それから、同時同量の話、あるいは通信装置の話を言われましたけれども、同時同量は少なくともガス事業の特性として、新規参入の方が入ってきてガスを供給するときに、託送が安定的に行われるためにどうしても必要なルールであります。したがって、それがさらにまだ緩和の必要があるということであるとすれば、我々はまだ検討する余地はあるというふうに思っておりますけれども、少なくとも通信装置にしても現状の託送を維持する上では、どうしても必要な制度だというふうに認識しているところであります。

繰り返しますけれども、さらに改善の余地があれば、これはやっていく必要があるなということだろうと思っております。

それから、一方でいろんな形で透明性がないというふうに言われておりますけれども、北村委員も、それから今中部電力の方もおっしゃっておりますけれども、本当にそれが中立性が維持されていないということを指摘されているわけではなくて、よく見えないという指摘だろうというふうに思っております。そういう意味では、我々は今までルールに従って透明性を確保してきましたけれども、透明性が足りなかったということであるとすれば、今回提案をさせていただいていますように、透明性を高める努力は今後ともしていこうというふうに思っております。

少なくとも、我々は今までルールに従って透明性、中立性を高める努力をしまりました

し、今後ともぜひ全事業者を挙げて、託送供給を行う事業者は中立性を高めるための制度設計は検討してまいりたいというふうに思っております。

○山内委員長

ありがとうございます。

他にご発言ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件は今日事務局の資料及びガス会社からのプレゼンに基づいていろいろご意見いただきました。

私の印象からすると、かなりいろんな意見が出たのではないかというふうに思っております。きょうここで結論を出すような問題、性質ではございませんので、今日のところは、今日いただきましたご意見についてきちっと事務局で整理していただきまして、次の小委員会で改めて論点について議論したいというふうに思います。

それでは、今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

次回第16回につきましては、11月13日に開催することで委員の皆様の了解をいただいております。本日に続き、導管部門の中立性確保を中心に議論をしたいと思っております。詳細は追って連絡いたします。

以上です。

### 3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、本日は以上でございます。特にご質問よろしいですか。

それでは、以上をもちまして第15回のガスシステム改革小委員会を終了いたします。

ご協力どうもありがとうございました。

—了—